

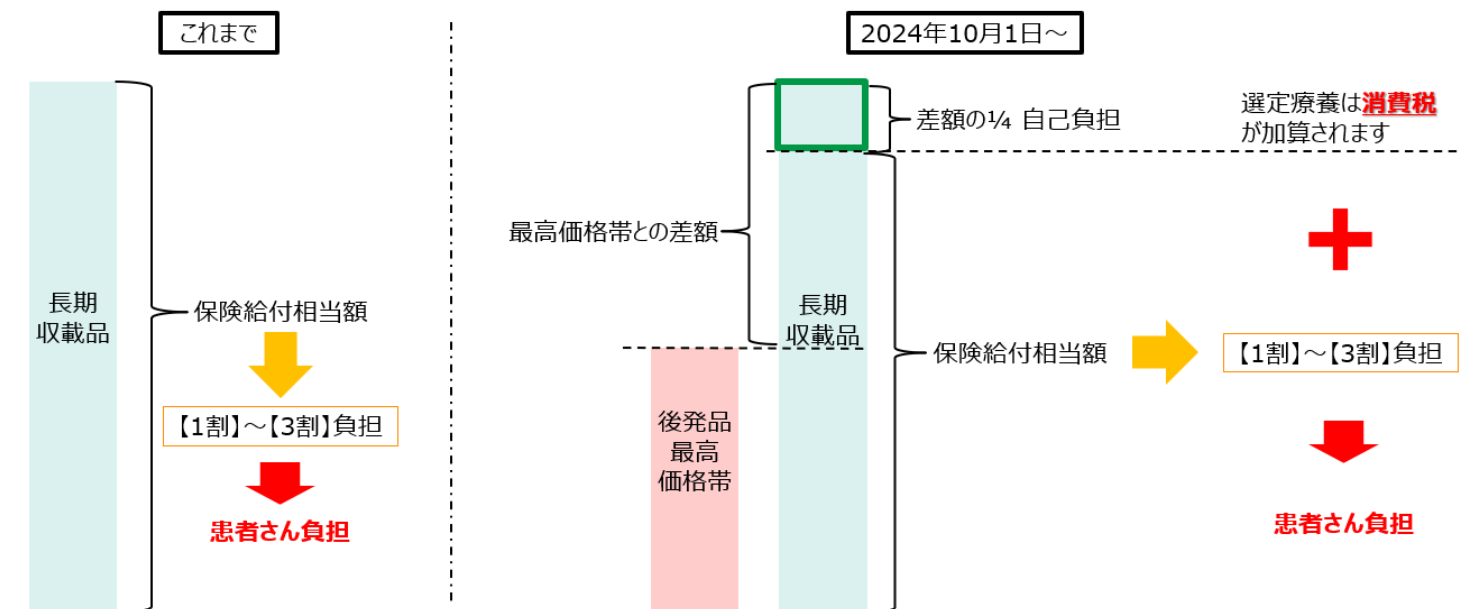
長期収載品の選定療養について

2024年10月より、ジェネリック医薬品（後発医薬品）がある薬に対して先発医薬品（長期収載品）の使用を希望された場合、その差額の4分の1と消費税分を「特別の料金」としてご負担いただく制度（長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養）が始まりました。

※医療上の必要性があると認められる場合や、後発医薬品を提供することが困難な場合は除外されます。

※負担金計算のイメージは以下の通りです。

※1剤1種類の場合の負担イメージ



ご不明点がございましたら店頭でお問い合わせください。